

島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 平成 28 年 9 月

番号	事業概要 ・ 事業主体等 (事業概要) (事業主体の根拠)	事業の進捗状況  (事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	事業採択時の状況 及び社会情勢の変化等 (事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	事業効果  (費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	環境への配慮 事業を中止した場合の影響 (生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	今後の県の方針案  (継続・中止)
4	<p>(事業名・地区) 河川総合開発事業 ・ 浜田川</p> <p>(事業位置) 浜田市 河内町・三階町</p> <p>(事業費) 47,200,000 千円</p> <p>(事業概要) 第二浜田ダム建設 重力式コンクリートダム 堤頂長 218.0m 堤高 97.8m 堤体積 358 千 m<sup>3</sup></p> <p>浜田ダム再開発 重力式コンクリートダム 堤頂長 184.3m 堤高 58.0m 堤体積 107 千 m<sup>3</sup></p> <p>(事業主体の根拠) 河川法第 10 条 1 項</p> <p>(再評価区分) ⑥ 社会情勢の変化 等による</p> <p>(担当部課名) 土木部河川課</p>	<p>(事業採択・着手・完了予定年 度、経過年数) 事業採択年度： H 5 年度 用地着手年度： H10 年度 工事着手年度： H11 年度 完了予定年度： H32 年度 経過年数： 24 年 (進捗状況と今後の見込み)</p> <p>進捗率：86% (H28 年度末見込) 用地：100% 付替道路：92% 第二浜田ダム工事：100% 浜田ダム再開発工事：40%</p> <p>第二浜田ダムは、平成 20 年度よりダム本体建設工事に着手し、平成 25 年 11 月にダム本体のコンクリート打設を完了した。その後ダムの付属装置及び管理設備の工事等を行い、平成 27 年 10 月から翌年 5 月まで試験湛水を行いダムおよび貯水池の安全性を確認した。 浜田ダム再開発工事を平成 26 年 3 月に着手し、洪水調節をゲート方式から自然調節方式に変更するため、洪水吐等の改築を進めている。 付替道路は、本年 6 月に付替県道を全線供用開始した。現在は、付替林道工事を行っている。</p>	<p>(事業導入の経緯・目的) 昭和 58 年、63 年と既往最大規模の洪水により家屋の全半壊 67 戸、浸水家屋 4,069 戸、浸水 176ha、被害額 126 億円(昭和 58 年災、水害統計)という壊滅的な被害に見舞われたため、抜本的な治水対策が必要となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水被害の防止</li> <li>・ 河川環境の保全</li> <li>・ 既得取水の安定化</li> </ul> <p>(事業を取り巻く社会情勢)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業費の変更</li> <li>・ 管理用発電の追加</li> </ul> <p>(事業に対する地元情勢・計画の熟度) 浜田川は、浜田市の居住地や産業施設が集積する中心市街地を流下しており、洪水により浸水被害が生じた場合、地域生活、産業活動に対する影響が極めて大きく、治水対策は重要かつ緊急な課題であり、地元はダム建設の早期完成を熱望している。</p>	<p>(費用対効果) B/C=3.18 (H28 評価) (コスト削減・代替案等) 浜田ダム再開発と引堤による河道改修の組合せ案等と現計画を比較し、経済性等から現計画を採用した。</p> <p>(その他の効果) 家屋、農地、公共施設、産業施設及び道路等の浸水被害を解消することで安全な生活基盤の確保と民生の安定を図ることができる。 ダム、貯水池周辺の環境整備を行うことによって、ダム湖周辺を憩いの場として提供し、水源地域の活性化を図ることができる。 ダムの放流量と落差を利用し管理用発電を行い、管理コスト削減を図るとともに、再生可能エネルギーの活用を推進する。</p>	<p>(生活環境・自然環境への影響) ダムから下流の河川環境については、渇水時において流水の補給を行い、本来河川が持っている機能（流水の清潔の保持、動植物の保全・既得取水の安定化等）の維持が図れる。 また、浜田川発電所の運転に伴って生じている減水区間の解消が図れる。 なお、貴重種については、事業区域内で自然環境調査を実施し、確認された場合は移植する等の対策により影響の軽減を図る。</p> <p>(事業を中止した場合の影響) 過去度々の降雨災害に見舞われており、特に昭和 58 年 7 月、昭和 63 年 7 月に発生した梅雨前線豪雨により甚大な被害を受けている下流住民にとって、事業を中止、休止した場合、洪水の被害軽減が図られず安全で安心な生活基盤が確保されない。</p>	<p>(方針案) 継続</p> <p>(継続・中止の理由) 浜田川は、ダムによる洪水調節を考慮した河川計画に基づき、河川改修が完了しており、現況河川の流下能力では既往降雨による洪水被害の解消が図れない。 このため、ダムによる洪水調節を行うため、事業継続が必要である。</p>